

昭和五十一年十一月十九日受領
答 弁 第 一 二 一 号

(質問の 一 二 一)

内閣衆質七八第一二号

昭和五十一年十一月十九日

内閣総理大臣 三 木 武 夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員荒木宏君提出関西新国際空港建設の可否についての諸調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員荒木宏君提出関西新国際空港建設の可否についての諸調査に関する質問
に対する答弁書

一について

御指摘の事項については、十分に配慮することといたしたい。

二について

(一) 調査の全体計画は、前回の答弁書（内閣衆質七七第三二号をいう。）において答弁したとおりである。

(二) 御指摘の関係機関は、関係府県が設置する機関及び関係市町である。

二の(三)及び(四)並びに六について

関係市町等に対する説明と意見の聴取については、関係府県を通じて対処することとした

い。

三並びに七の(五)、(六)及び(十)について

諸調査については、今後とも関係地域社会の理解と協力を得ながら、実施することとした
い。

四並びに七の(一)、(二)、(四)、(八)及び(九)について

御指摘の諸調査のうち、空港の計画に関する調査については、本年末までに決定し、その内容を発表する予定であり、それ以外の周辺地域整備調査については、現在検討中である。

五について

諸調査については、随時関係政府機関の連絡調整を図りつつ対処しているところであるが、更に必要に応じて連絡調整のための体制を整備する考えである。

七の(三)及び(七)について

空港の計画に関する調査の結果は、公表する。また、調査範囲を近畿圏全域に拡大する考えはない。

右答弁する。